

石巻市第3次障害者計画（案）

<計画の位置付けと計画期間>

「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めるものです。計画期間については、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

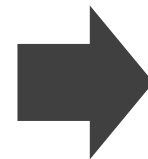
【第2次障害者計画】（平成24年度～平成28年度）

【第3次障害者計画】（平成29年度～平成32年度）

基本理念：「共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ」

基本理念：「共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ」

基本目標	基本目標を達成するための施策
1 支えあう市民意識の醸成に努めます	1-1 啓発活動、福祉教育の推進 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進
2 暮らしやすい支援体制を構築します	2-1 相談支援体制の充実 2-2 保健・医療サービスの充実 2-3 障害福祉サービスの充実 2-4 地域生活移行の推進
3 社会活動を支援し教育環境の充実を図ります	3-1 就労支援の推進 3-2 保育・教育環境の充実 3-3 スポーツ・文化活動の推進
4 「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します	4-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 4-2 移動支援の充実 4-3 情報・コミュニケーション支援の充実 4-4 緊急時・災害時の安心安全策の強化 4-5 日常生活における安心安全の確保



基本目標	基本目標を達成するための施策
1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます	1-1 啓発活動、福祉教育の推進 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進 1-3 人権・権利擁護の推進 1-4 障害を理由とする差別の解消の推進
2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します	2-1 相談支援体制の確保 2-2 保健・医療サービスの提供 2-3 障害福祉サービスの充実 2-4 障害児サービスの充実 2-5 地域生活移行の推進
3 意欲のある人が自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します	3-1 多様な就労への支援
4 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりを推進します	4-1 移動支援の充実 4-2 スポーツ・文化活動の推進 4-3 情報・コミュニケーション支援の充実
5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます	5-1 発達・療育支援環境の充実 5-2 保育・教育環境の充実
6 共に安心して暮らせるまちづくりを推進します	6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 6-2 日常生活における安心安全の確保 6-3 災害時の安心安全策の強化

石巻市第3次障害者計画体系図（平成29年度～平成32年度）

障害者施策が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。基本目標を達成するため、次の施策に取り組みます。

【 基本理念 】

【 基本目標 】

【 基本目標を達成するための施策 】

【 施策の取組内容 】

